

委任状兼同意書

氏名

養育医療給付では、母子保健法第21条の4の規定に基づき、村が扶養義務者から養育医療自己負担金を徴収しています。しかし、養育医療受給者が医療福祉費助成制度の受給者である場合は、養育医療自己負担金が医療福祉費助成制度の対象となるため、委任状兼同意書を提出していただくことで、村の内部で自己負担金の処理をすることができます。